

国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除について

1. 根拠法令

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」
(平成28年法律第114号)

2. 改正内容 (平成31年4月1日施行)

○次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、
免除期間は満額の基礎年金を保障する。

○当該期間は保険料納付済期間に算入される。

○財源：国民年金第1号被保険者で負担する。

<30年度月額保険料 16,340円→31年度月額保険料 16,410円 70円増>

3. 概要

【対象者】 国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

【届出開始】 平成31年4月1日（出産予定日の6か月前から届出可能）

【届出先】 国保医療年金課国民年金係

【免除期間】 出産予定日または出産日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）
から出産予定月（出産日）の翌々月までの期間に係る保険料を免除する

4. 周知方法

【国保医療年金課】

リーフレット設置・ポスター掲示

(資料1)

区ホームページ掲載・区広報掲載（2月予定）

【健康課・地域センター・保健センター】（母子手帳交付窓口）

母子手帳サイズのリーフレット配布

(資料2)

【医療機関・公共職業安定所】

リーフレット設置（厚生労働省関係局から配布）

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります！

○免除期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」といいます。）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます。）

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

○施行日

平成31年4月1日



忘れずに手続きを
しましょう。

<よくあるご質問>

- Q1 平成31年3月に出産予定ですが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？
- A1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月1日以降に届出を提出いただき、出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。
- Q2 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか？
- A2 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- Q3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？
- A3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。
- Q4 出産後に届出することはできますか？
- A4 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。
- Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？
- A5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

平成31年4月から日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようにする予定です。また、記入の方法も併せて掲載する予定です。

★日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

また、提出の際は以下の書類をご用意ください。

○添付書類について

出産前に届書の提出をする場合：母子健康手帳など

出産後に届書の提出をする場合：出産日は市区町村で確認できるため原則不要

ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類

○個人番号（マイナンバー）により届出を行う際の添付書類について

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

平成31年4月から産前産後期間の
国民年金保険料が免除となります！

○対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以
降の方

○届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能ですので、速やかに届出
ください。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したもの
として老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○届出先

お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口

○施行日

平成31年4月1日

○お問い合わせ先

制度の詳細は、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民
年金担当窓口及び年金事務所にお問い合わせください。

※日本年金機構ホームページにも制度の詳細を掲載して
おりますので、どうぞご利用ください。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

